

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案
規制の名称	(1)請負代金に係るダンピングの禁止に関する措置(建設業法第19条の3関係) (2)工期に係るダンピングの禁止に関する措置(建設業法第19条の5関係) (3)建設工事における適正な見積り等に関する措置(建設業法第20条関係) (4)工期等に影響を及ぼす情報の通知に関する措置(建設業法第20条の2関係) (5)営業所技術者等に関する技術者の職務の特例(建設業法第26条、第26条の5関係) (6)施工体制台帳の作成の特例(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条関係)
規制の区分	規制の新設、拡充、緩和
担当部局	国土交通省不動産・建設経済局建設業課
評価実施時期	令和6年3月7日
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【建設業の現状】 建設業は、社会資本の整備、災害対応、復旧・復興など、地域社会に欠かせない重要な存在であり、将来にわたってこうした役割を引き続き果たしていきながら、多様な社会ニーズに応える建設サービスについても着実な実現が期待されている。建設業が持続的に発展していくためには、担い手の処遇改善や働き方改革の取組を推進していくことで、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠である。そのためには、現下の課題である資材価格の高騰や、令和6年4月から建設業にも適用される罰則付き時間外労働規制等に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりが急務となっている。</p> <p>【規制の実施及び緩和の必要性】 この点、 ・労働者の処遇改善((1)、(3)) ・資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止((4)) ・働き方改革と生産性向上((2)、(5)、(6)) に取り組まなければ、建設業の担い手を巡る状況は今後も好転せず、持続可能な建設業の実現に支障を生じることが予想される。 このため、今般の法改正では、次の措置を講ずることとしている。</p> <p>(1)請負代金に係るダンピングの禁止 建設業者は、契約締結前に廉価に入手・保管していた資材の使用により原価に満たない金額での施工が可能な場合その他の正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならないこととする。 また、請負人が自ら著しく低い請負代金の額を見積もる請負契約を締結した場合、当該建設業者に対して監督処分を行えることとする。</p> <p>(2)工期に係るダンピングの禁止 建設業者が、その請け負う建設工事を施工する際に通常必要と認められる期間と比較して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととする。 また、建設業者が著しく短い期間を工期とする請負契約を締結した場合、当該建設業者に対して監督処分を行えることとする。</p> <p>(3)適正な見積り等 建設業者は建設工事の請負契約を締結するに際して材料費等をはじめ施工に必要な経費の内訳を記載した「材料費等記載見積書」を作成するよう努めることとし、当該材料費等の額は通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ってはならないこととする。 注文者は、請負契約を締結するに際しては当該見積書の内容を考慮するよう努めるものとし、当該見積書に記載された材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るような変更を求めてはならないこととする。</p> <p>(4)情報の通知 建設業者が、工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして主要資材の供給の著しい減少や資材価格の高騰等の事象が発生する恐れがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対し、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととする。</p> <p>(5)技術者の職務の特例 建設業者は、受注する建設工事において必要とされている監理技術者等について、営業所と工事現場間の移動時間・連絡方法等の営業所の業務体制及び工事現場の施工体制の確保に関する要件に適合するものであること等の要件を満たした場合に、営業所技術者等が監理技術者等の職務を兼ねることを可能とすることとする。</p> <p>(6)施工体制台帳の作成の特例 公共工事の受注者による施工体制台帳の写しの提出について、その請け負った公共工事に関する適正な施工体制を入退場管理システムにおいて発注者が直接施工体制台帳の最新の内容を確認できる等情報通信技術を利用して確認することができる場合には、その提出を要しないこととする。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	<p>(1)請負代金に係るダンピングの禁止 契約締結に当たり、契約締結前に廉価に入手・保管していた資材の使用により原価に満たない金額での施工が可能な場合等においては、その旨を対外的に証明するための資材の取引に用いた領収書の管理に要する費用が受注者に発生すると考えられるが、当該費用についてはそれぞれの工事現場の状況等によって異なるため、定量的に把握することは困難である。</p> <p>(2)工期に係るダンピングの禁止 同種の工事について、建設業者が、工程の細目も明らかにした見積書を交付するための追加的費用、及び注文者に対する情報の事前提供のための追加的費用が、それぞれ発生すると考えられるが、当該費用についてはそれぞれの工事現場の状況等によって異なるため、定量的に把握することは困難である。</p> <p>(3)適正な見積り等 注文者が、建設業者から提出された「材料費等記載見積書」をもとに減額交渉を行う場合、その減額幅が通常必要と認められる額を著しく下回っていない点について判断するための追加的費用が発生すると考えられるが、当該費用についてはそれぞれの請負契約の状況等によって異なるため、定量的に把握することは困難である。</p> <p>(4)情報の通知 建設業者からの情報提供を受け、これに対応するための予備的経費の計上に係る追加的費用が注文者に発生すると考えられるが、当該費用についてはそれぞれの請負契約の状況等によって異なるため、定量的に把握することは困難である。</p>
(行政費用)	<p>(1)請負代金に係るダンピングの禁止 建設業法違反が疑われる契約に関し、建設業法上の許可行政庁に対する通報等を端緒として許可行政庁が調査することとなった際に、請負人が自ら著しく低い請負代金の額を見積もったと疑われる請負契約において、建設業者である受注者から著しく低い請負代金を提案していないかどうかを判断するための費用が増大する。また、これによって監督処分を行うことになった場合に、その監督処分に係る費用が発生するが、当該費用についてはそれぞれの契約の状況等によって異なるため、定量的に把握することは困難である。</p> <p>(2)工期に係るダンピングの禁止 建設業法違反が疑われる契約に関し、建設業法上の許可行政庁に対する通報等を端緒として許可行政庁が調査することとなった際に、建設業者がその請け負う建設工事を施工するに当たって通常必要と認められる期間と比較して、著しく短い期間を工期としたと疑われる請負契約において、建設業者である受注者が著しく短い工期を提案していないかどうかを判断するための費用が増大する。また、これによって監督処分を行うことになった場合に、その監督処分に係る費用が発生するが、当該費用についてはそれぞれの契約の状況等によって異なるため、定量的に把握することは困難である。</p> <p>(3)適正な見積り等 建設業者である受注者が「材料費等記載見積書」を作成した場合に、その代金が適正な代金であるかを判断するための費用が増大する。また、注文者が見積書から減額変更を求めた場合に、その契約変更が「通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更」であるかどうかの調査に係る費用が発生するが、当該費用についてはそれぞれの請負契約の状況等によって異なるため、定量的に把握することは困難である。</p> <p>(4)情報の通知 建設業者である受注者が提供した情報について、その情報が必要十分なものであるかを判断するための費用が増大する。また、これによって監督処分を行うことになった場合に、その監督処分に係る費用が発生するが、当該費用についてはそれぞれの請負契約の状況等によって異なるため、定量的に把握することは困難である。</p> <p>(5)、(6) 各規制の特例を適用するに当たって必要な適用基準を充足し、適切に運用されているかを判断するための費用が増大する。また、これによって監督処分を行うことになった場合に、その監督処分に係る費用が発生することが考えられるが、当該費用についてはそれぞれの請負契約の状況等によって異なるため、定量的に把握することは困難である。</p>

直接的な効果(便益)の把握	建設業者と注文者が締結する請負契約の締結に際して、原価割れ契約の禁止、情報提供の義務化・変更契約協議への誠実応諾の努力義務などの措置を導入することにより、建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上が期待できる。
副次的な影響と波及的な費用の把握	本規制の新設、拡充及び緩和による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の関係	上述のとおり、今般の改正により、受発注者相互に係る請負契約における規制によって契約のための調査費用、人件費等の遵守費用の発生が想定されるが、他方で、建設業者と注文者が締結する請負契約の締結に際して、原価割れ契約の禁止、情報提供の義務化・変更契約協議への誠実応諾の努力義務などの措置を導入することにより、建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上が期待できる。 このため、当該規制の効果は規制の費用を上回ると考えられ、当該規制の導入・規制の緩和は妥当である。
代替案との比較	(1)請負代金に係るダンピングの禁止 建設業者は、契約締結前に廉価に入手・保管していた資材の使用により、原価に満たない金額での施工が可能な場合その他の正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結しないよう努めるものとするのが考えられる。この代替案は当該規制と比較して、強制力を伴わないため、効果が限定的になる恐れがあることから、目的を達成するためには当該規制を採用することが妥当である。 (2)工期に係るダンピングの禁止 建設業者に対して著しく短い工期での請負契約の締結をしないよう努めるものとするのが考えられる。この代替案は当該規制と比較して、強制力を伴わないため、効果が限定的になる恐れがあることから、目的を達成するためには当該規制を採用することが妥当である。 (3)適正な見積り等 注文者に対して受注者から提出された「材料費等記載見積書」を考慮し、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るような変更の求めを行わないよう努めるものとするのが考えられる。この代替案は当該規制と比較して、強制力を伴わないため、効果が限定的になる恐れがあることから、目的を達成するためには当該規制を採用することが妥当である。 (4)情報の通知 建設業者が、工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして主要資材の供給の著しい減少や資材価格の高騰等の事象が発生する恐れがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対し、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知するよう努めるものとするのが考えられる。この代替案は当該規制と比較して、強制力を伴わないため、効果が限定的になる恐れがあることから、目的を達成するためには当該規制を採用することが妥当である。 (5)技術者の職務の特例 建設業者に対して、専任監理技術者等が営業所技術者の職務を兼ね、又は複数現場の監理を行うことを可能とすることが考えられる。専任監理技術者等の現場と営業所及び複数現場間の監理を無制限に認めた場合、建設工事において適正な施工を確保するという建設業法上最も根幹となる制度の概念を崩壊させ、監理技術者制度の本来の趣旨を逸脱することを鑑みれば、公衆保護の観点から妥当ではない。よって、緩和案を採用することが妥当である。 (6)施工体制台帳の作成の特例 施工体制台帳の写しの提出義務の廃止が考えられる。提出義務を廃止した場合、公共工事において、どの業者がどのような施工の分担関係にあるかが不明瞭になるため、公共工事におけるトラブルに起因する損失は国民全体の損失になり得ることを鑑みれば、公衆保護の観点から妥当ではない。よって、緩和案を採用することが妥当である。
その他関連事項	本規制については、学識者、有識者、業界等の関係者が参加した中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会において、検討が行われた(令和5年9月19日中間とりまとめ)。 (基本問題小委員会URL) https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s504_kihonmondai.html (中間とりまとめURL) https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/tochi_fudousan_kensetsugyo13_sg_000001_00021.html
事後評価の実施時期等	本法律案附則において、法施行後5年を目途に見直すこととしており、併せて、本規制の新設、拡充及び緩和の事後評価を実施する。
備考	